

香川県小中学校教頭会慶弔規程

第1条 この規程は、会員相互の慶弔の意を表明することを目的として、必要な事項を定めるものとする。

第2条 この規程に含まれる範囲は、香川県内の小中学校に在職する教頭並びにこれに準ずる者とする。

第3条 会員の死亡に際しては、次の標準により弔意を表す。

- 1 本会より代表者（若干名）が会葬する。
- 2 本会より花輪一對と100,000円の香典を贈る。

第4条 会員が結婚したときは、結婚祝い金として10,000円を贈り慶びを表す。

第5条 この規程に定めるもののほか、特別な慶弔を要するときは、その都度、会長・副会長及び事務局長・事務局次長・会計長において協議し、決定処理する。

附 則

この規程は、平成13年5月25日より実施する。

平成19年5月25日 一部改正

平成23年5月31日 一部改正

弔	香典	(本人) 死亡	花輪一對 香典 100,000円 (300円×会員数程度)	・代表者（若干名）が会葬する
慶	お慶び	(本人) 結婚	お慶び 10,000円	
備考	1 教委・校長会・その他の慶弔については、その都度会長・副会長・事務局長・事務局次長・会計長において協議・決定する。 2 慶弔を受けたときは、一切お返しをしない。			